

別紙2（第3関係）

群馬工業高等専門学校ロゴマーク使用申請書

令和 年 月 日

群馬工業高等専門学校長 殿

群馬工業高等専門学校のロゴマークを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

氏名（団体等の場合はその団体等の名称及び代表者氏名）	印
住所（団体等の場合はその団体等の所在地）	〒
連絡先電話番号	
団体等の事業概要	
使用目的	
使用方法	
備考	

（注）使用する図案又はデザインを添付すること。

# 群馬工業高等専門学校ロゴマーク取扱要項

〔平成 23. 11. 2 制定〕  
要 項 第 2 号

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬工業高等専門学校（以下「本校」という。）のロゴマークに関し必要な事項を定めるものとする。

(基本原型)

第2 ロゴマークの基本原型は、別紙1のとおりとする。

(使 用)

第3 ロゴマークの使用は、次のとおりとする。

(1) 原則として、第2に定める基本原型の基準による。

(2) 本校の教職員（非常勤講師は除く。）及び学生（以下「本校教職員等」という。）がロゴマークを使用する場合は、第4に定める使用許可基準を遵守することとし、本校教職員等以外の者がロゴマークを使用する場合は、別紙2により校長に願い出て、その使用許可を得なければならない。

(3) 本校教職員等は、本校の各種パンフレット、封筒、ホームページ、レターヘッドなど本校が行う各種活動の配布物及び出版物等には、ロゴマークの使用に努めるものとする。

(使用許可基準)

第4 ロゴマークの使用許可基準は、次のとおりとする。

(1) 本校の事業に関する施策の普及若しくは広報に寄与し、又は教育、学術、文化、体育の普及若しくは向上に寄与すること。

(2) 本校の利益、名誉、信用等を損なうおそれがないこと。

(3) 第2に定める基本原型の基準に著しく反する使用でないこと。

(使用取消及び停止)

第5 校長は、第4の使用許可基準を遵守しないと認めた場合は、ロゴマークの使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。

(事 務)

第6 ロゴマークの使用に関する事務は、総務課において行う。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(要項の改廃)

第8 この要項の改廃は、群馬工業高等専門学校運営委員会の議に基づき、校長が行う。

附 則

この要項は、平成23年11月2日から施行する。